

D 1 - 3 6

5 年 保 存 (常)
(令和10年12月31日まで)

F N . D 1 - 1 - 6

鹿 交 企 第 2 9 8 号

令 和 5 年 7 月 1 0 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長

担当	企画調査係	TEL	■
----	-------	-----	---

特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の運用について（通達）

令和4年4月27日公布の道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）のうち、特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（以下「講習」という。）に関する規定が本年7月1日から施行されたが、講習の運用については、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第54号）による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第60号）によるほか、下記のとおりとするので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、この通達は令和5年7月10日から施行する。

記

1 講習の在り方

講習は、特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するため、受講者に対し、以下のような観点から行うこと。

- (1) 受講者の行動特性に応じた教育内容とすること。
- (2) 受講者に学習シートの作成や発表を行わせることなどにより、受講者自身に事故の要因や危険性、改善点等を考えさせること。
- (3) 受講者に自身の交通行動を気付かせた上で、その矯正を促すこと。

2 講習の実施要領

(1) 実施主体

原則として、交通企画課において実施する。

なお、受講者が遠隔地に居住する場合は、住居地を管轄する警察署長に委任できるものとする。

(2) 講習対象者

講習の受講を命ぜられた者を対象とし、講習の実施に当たっては、出頭してきた者が被命令者であることを、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、

学生証等により確認すること。

(3) 実施場所

鹿児島県自動車運転技能向上センターや警察署など、視聴覚教材を使用できる環境が整備されているとともに、受講者のプライバシーに配慮した施設、場所において実施すること。

(4) 講師

講師として、警察職員の中から選任する場合は、次の要件に該当する者を必要数選任すること。

また、講習の実施に当たっては、必要に応じ、講習補助者を確保すること。

ア 原則として、交通警察に従事する警部補以上の階級にある者又は同相当職にある者

イ 交通安全教育の実務経験が豊富である者

(5) 講習用教材

教材として教本、視聴覚教材及び受講者自らが学習するための教材を使用すること。

(6) 講習内容（カリキュラム）

別添「特定小型原動機付自転車運転者講習カリキュラム」のとおりとする。

(7) 講習終了証書の交付

受講者が講習終了後に証明書の交付を求めた場合は、別記第1号様式の「特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書」（以下「講習終了証書」という。）を作成して交付し、副本を交通企画課において保管すること。

なお、講習終了証書については、電子メール及びオンライン（以下「電子メール等」という。）による電子データでの交付も可能とするが、電子データで交付した場合は、当該電子データ又は印字した講習終了証書を保管すること。

(8) 講習終了証書の再交付

講習を受講し、講習終了証書を交付された者が、講習終了証書の亡失、滅失又は毀損を理由として再交付を求めた場合には、別記第2号様式の「特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書再交付申請書」（以下「再交付申請書」という。）により申請させた上で、保管している副本の写し又は電子データを交付すること。

なお、再交付の申請は、特定小型原動機付自転車運転者講習を実施した公安委員会に申請させることとし、電子メール等による電子データでの受付も可能とするが、その場合は、受け付けた再交付申請書の電子データ又は印字した再交付申請書を保管すること。

また、電子メール等による電子データでの交付も可能とし、その取扱いについては、(7)の要領により行うこと。

(9) 実施結果の登録

講習の実施結果の登録については、交通企画課が実施する。

交通企画課は、講習の実施結果について、速やかに、特定小型原動機付自転車運転者講習管理プログラムにおいて、特定小型原動機付自転車運転者受講済登録（以下「受講済登録」という。）を行うものとする。

なお、警察署長に講習を委任した場合、警察署長は、講習の実施結果を交通企画課に報告し、報告を受けた交通企画課において受講済登録を行うこと。

3 講習実施上の留意事項

(1) 一般的に受講者は、この種の講習の受講に不慣れであることを念頭に置き、講習の受付から終了まで、威圧的な言動を避け、受講者の緊張を和らげるような対応に努めること。

(2) 受講者が理解しやすい方法で講習を行うように努めること。

特に、受講者が外国人や聴覚障害者等である場合は、通訳や手話、筆談その他受講者との意思疎通を図るため適切な方策を講ずるよう配慮すること。

(3) 受講者のプライバシーに配慮した言動に努めること。

特に、同一の場所で複数の受講者に対し講習を行う場合は、違反歴等の個人情報に他の受講者に知られないようにするなど、言動に特段の配慮をすること。

4 講習を委託した場合の措置

(1) 委託契約の内容

講習の実施を委託する場合は、あらかじめ講習の実施方法、講習科目等の具体的な実施基準（以下「講習実施基準」という。）を定めた上で、おおむね次の事項を内容とする委託契約によって講習の委託を行うこと。

ア 鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が定める講習実施基準に従って講習を実施すること。

イ 講習の実施に関しては、公安委員会の指導・監督に従うこと。

ウ 講師は、運転免許を有する者を充てるとともに、講習の内容、方法等について、当該講師に対し、随時必要な指導を行うこと。

エ 講師について、運転免許の取消し又はその効力の停止の処分を受けたとき、その他講師として適当でないと認められる事情が生じたときは、当該講師を解任し、又は必要な期間その者に講習を行わせないようにすること。

オ 講習の実施に関して知り得た秘密を他に漏らさないとともに、個人情報を適正に管理すること。

カ 講習が講習実施基準に従って行われないうとき、その他契約条項に関する著しい違反があったときは、公安委員会は直ちに委託を解約することができること。

キ その他講習の水準及び適正な実施を確保するために必要な事項

(2) 指導・監督の実施

講習の実施を委託したときは、講習の委託を受けた者（以下「受託者」という。）と連絡を密にし、随時、報告又は資料の提出を求め、講習に立ち会うなどして、講習の実施状況を把握するとともに、講習が適正に行われるよう指導・監督を行うこと。

また、受託者に対し、講習水準の維持・向上を図る観点から、必要と認める情報の提供に努めること。

(3) 講習終了証書の交付

特講習の実施を委託したときの講習終了証書の取扱いについては、2(7)及び2(8)の要領により、受託者に、講習終了証書の作成・交付及び再交付を行わせるほ

か，作成した講習終了証書の写しを交通企画課に送付させること。

(4) 実施結果の報告

受託者において講習を実施したときは，原則として講習実施当日に，特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則（令和5年鹿児島県公安委員会規則第17号）に規定する「特定小型原動機付自転車運転者講習実施結果報告書」により，交通企画課を経て公安委員会に報告させること。

報告を受けた交通企画課は，速やかに受講済登録を行うこと。

特定小型原動機付自転車運転者講習カリキュラム			
時間	項目	内容	教材等
0:00 ～0:05 (5分間)	オリエンテーション	事前説明 ○講習についての説明 ・本講習の流れについて説明する。 ・講習を通じ学ぶべき事項について説明する。	・テキスト
0:05 ～0:25 (20分間)	テスト	講習① 交通ルールに係る理解度チェック ○交通ルール等に関する小テスト ・講習開始時における交通ルール等の理解度を小テスト形式でチェックする。	・小テスト
0:25 ～0:40 (15分間)	体験談紹介 (被害者及び被害者遺族等)	講習② 被害者及び被害者遺族等の声 ○危険行為が引き起こした交通事故の悲惨さの説明 ・特定小型原動機付自転車事故(又は自転車事故)の被害者及び被害者遺族等の声から、受講者に交通事故の悲惨さを認識させる。 (例)・事故により後遺症を負った被害者自身の体験談 ・特定小型原動機付自転車事故(又は自転車事故)の被害者遺族等の手記	・テキスト
0:40 ～1:00 (20分間)	事例紹介等	講習③ 受講者が犯しやすい違反行為の事例紹介と危険性の疑似体験(又は説明) ○受講者が犯しやすい違反行為が要因の交通事故事例紹介 ・当該受講者の犯した違反行為、小テストの結果に合わせて、類似の違反行為や交通事故事例を選定して紹介する。 ・当該受講者が起こす可能性が高い事故について説明する。 ○交通違反の危険性の疑似体験(又は説明) ・視聴覚教材等により、違反行為の危険性を疑似体験させる(又は説明する)。 (例)・スケアード・ストレイト教育 ・他の通行者の視点からの見え方	・テキスト ・視聴覚教材 ・事故事例シート
休憩		5～10分程度の休憩	
1:00 ～1:15 (15分間)	体験談紹介 (特定小型原動機付自転車運転者(又は自転車運転者))	講習④ 事故時の特定小型原動機付自転車運転者の責任 ○特定小型原動機付自転車事故に伴う社会的責任と人生設計上の影響の説明 ・具体的な事故事例から、特定小型原動機付自転車事故(又は自転車事故)を起こすことに伴う影響を認識させる。 (例)・法令違反により罰則(懲役、罰金等)が科された事例 ・多額の損害賠償責任が生じた事例 ・運転者自身が、後遺症等により人生設計上の制約を受けた事例	・テキスト
1:15 ～1:35 (20分間)	特定小型原動機付自転車の交通ルール遵守の徹底	講習⑤ 特定小型原動機付自転車の交通ルール等 ○交通ルール遵守の徹底 ・特定小型原動機付自転車の通行方法に係る交通ルール等についてその根拠とともに確認する。 ・事故を起こさないため、特に留意すべき点について説明する。 ・地域ごと(繁華街、生活道路等)の通行環境及び通行環境が一因となる交通事故について説明する。	・テキスト
1:35 ～2:15 (40分間)	個人ワーク 討議等	講習⑥ 危険行為に関する学習 ○受講者が引き起こしやすい事故場面についての危険予測学習 ・小テストの結果に基づき、受講者が起こしやすい事故の場面についての学習シートにより、自分は今までどのような行動をとっていたか、どのような危険要因があったのか、安全に運転するためにはどのような行動をとるべきかを受講者に記述させる。 ○学習シートに基づく討議・指導 ・学習シートの記述内容を各受講者に発表させ、自分が犯した危険行為の危険性を認識させるとともに、危険行為に対する考え方、正しい行動の取り方を理解させる。 ・発表に対して、受講者間又は講師との間で討議をして、自らの運転について反省させ、正しい行動の取り方を理解させる。 (例)・危険行為が他の通行者に対し、どのような危険を及ぼしていたか ・危険行為からどのような結果が生じ得るか ・危険行為を犯した原因 ・社会で特定小型原動機付自転車の交通ルールを守るために必要な啓発の在り方	・テキスト ・討議 ・学習シート
時間が余った場合		→危険予測学習の事例を増やして対応	
休憩		5～10分程度の休憩	
2:15 ～2:25 (10分間)	再検査	講習⑦ 交通ルール等に係る理解度の再チェック ○交通ルール等の理解度に関する再チェック ・講習受講後の交通ルール等の理解度を小テスト形式によりチェックする。 ・理解不十分な点がある場合は、講師から再度説明を行い、交通ルール等の習熟を図る。	・小テスト
2:25 ～3:00 (35分間)	総括	講習⑧ 講習の総括 ○講習 ・本講習により気付いた事項、安全運転への心構え等について、感想文を作成させ、発表させる。 ・講師が、発表内容について講評する。	・感想文

別記

第1号様式（2の(7)関係）

第 号

特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の2第1項
第15号に掲げる特定小型原動機付自転車運転者講習を終了した者であることを
証明する。

年 月 日

実施機関

備考 実施機関は、「鹿児島県公安委員会」又は、特定小型自転車運転者講習を
委託した「講習受託者名及び代表者名」とする。

